

令和5年第12回日進市農業委員会議事録

開催日時	令和5年12月22日(金) 15時58分
招集の場所	日進市役所 本庁舎 第1会議室
出席委員	会長 1番 市川 豊 会長 委員 2番 岩本 直美 委員 3番 福岡 幹弘 委員 4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員 6番 曾根 大祐 委員 7番 武田 住男 委員 8番 山本 裕子 委員 9番 萩野 淑子 委員 10番 萩野 章 委員 11番 尾関 洋子 委員 推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員 堀之内 济 委員 宮島 一人 委員 村瀬 勝美 委員
欠席委員	内藤 勝司 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 村瀬 厚 書記 青山 侑嗣 書記 増田 成美

付 議 事 項	議案第 1 号 議案第 2 号 議案第 3 号 専決第 1 号 専決第 2 号 その他	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について 日進市農用地利用集積計画について 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について 公共転用届について 農地を農業用施設に使用する届出書について 事業計画変更について
------------	--	---

<p>開会</p> <p>(15:58)</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>事務局 議長</p> <p>事務局</p>	<p>本日は11名の委員と5名の推進委員さんにご出席いただきました。定足数に達しておりますので、只今より令和5年第12回農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>推進委員の皆様におかれましては、すべての案件について質疑などご発言をしていただくことはできますが、議決権は有しておりませんので採決の際の挙手は求めませんが、今期からは意見を伺う場面がありますのでご対応よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いいたします。</p> <p>(挨拶)</p> <p>議案に入る前に本日の議事録署名者は、2番の岩本直美委員と3番の福岡幹弘委員の両名ですのでお願いいたします。</p> <p>本日の会議に傍聴の申し出はございますか。</p> <p>本日の会議に傍聴の申し出はございませんでした。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>説明に入る前に、各条について説明します。</p> <p>農地法第5条では、市街化を抑制すべき区域である「市街化調整区域」内の農地を住宅や駐車場等農地以外のものに転用する目的で、所有権等の土地の権利の設定・移転をする場合には、農業委員会を經由して都道府県知事の許可が必要となっています。なお、「市街化区域」内の農地については、県知事許可ではなく、市町村農業委員会への届出となります。転用の許可については、「立地基準」と「一般基準」があり、その両方の基準に合っているかどうか審査のポイントになります。</p> <p>番号27番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、岩崎橋から東に約200mに位置する農地で、登記地目、現況地目は畑で面積は200㎡です。</p> <p>申請者は名古屋市名東区で不動産取引業を営んでおります。当該地の北側隣接宅地において、今年度全5戸の集合住宅を建築し、各1階部分が車庫となっておりますが、複数の入居者から車両台数を増やしたい旨や、車庫を倉庫として使用したい旨の申出があり、当該地を駐車場及び通路として転</p>
---	---

		<p>用する申請が出されました。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>排水については、周囲四方に農地はなく、駐車場のみであり汚水・雑排水はなく、雨水については勾配を設け、敷地内西側に通る雨水側溝にて排水するため、周辺農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>一般基準の農地法第5条第2項第3号から6号についての各要件については、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>続いて、28番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、日進中学校から北東に約170メートルの位置に所在し、登記地目は田、現況地目は雑種地で面積は392㎡です。</p> <p>申請者は現在、名古屋市名東区の集合住宅に居住しておりますが、子供の成長に伴い現在の住居では手狭であるため、一戸建て住宅の建築を計画しました。</p> <p>土地選定について希望する土地が見つからず、父親に相談したところ、父親が所有している申請地を使用しても良いという承諾を得ることができたため、申請地を使用貸借にて転用する申請が出されました。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>排水については、汚水・生活雑排水については浄化槽、ただし、公共下水道が建築時期に供用開始予定ですので、間に合えば公共下水道に流入、雨水については南側の道路側溝にて排水する予定です。また、申請地境界にはブロックを設置し、隣接地への土砂流出を抑制するなど、周辺農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>一般基準の農地法第5条第2項第3号から6号についての各要件については、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>議案第1号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>28番について、説明では現況が雑種地となっていたが議案書は畑になっている。どちらが正しいか。</p> <p>現況雑種地が正しいです。</p> <p>27番の地図の一体利用地のところに集合住宅が建築され</p>
	議長	
	委員	
	事務局	
	委員	

	<p>事務局 議長 議長 議長 事務局</p>	<p>ているということだと思いが、集合住宅を建築する際に今回の申請地も一緒に申請が出た場合は一般基準に抵触することはないか。</p> <p>特に問題はないと思われます。</p> <p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします (全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで、議案第1号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>生産緑地地区は、市街化区域内の農地の保全を目的に、都市計画法で指定された農地です。当該農地で農業に主に従事するものが死亡もしくは故障等により農業に従事することが不可能になった場合や生産緑地地区の都市計画の公告日から30年が経過した場合には、当該農地の買い取り申出を行うことができ、その際に農業委員会が当該生産緑地の主たる従事者が誰であるかの証明をする必要があります。</p> <p>7番の案件について説明します。</p> <p>対象地は、あかいけ屋下保育園から東に約200メートルの位置に所在する1筆になります。</p> <p>この生産緑地は、申請者の母が所有し主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、令和5年1月に死亡し、申請者が相続しました。</p> <p>以前は申請者の母が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われます。</p> <p>続いて8番の案件について説明します。</p> <p>対象地は上納池スポーツ公園から南に約150メートルの位置に所在する3筆になります。</p> <p>この生産緑地は長久手市にお住まいの61歳の申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、農作業ができない旨の医師の診断が出ています。</p> <p>以前は申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証</p>
--	---	--

		<p>明することには問題ないと思われます。</p> <p>続いて9番の案件について説明します。</p> <p>対象地は、上納池スポーツ公園から南に約260メートルの位置に所在する1筆とあかいけ屋下保育園から南東に約320メートルの位置に所在する1筆になります。</p> <p>この生産緑地は赤池町西組にお住まいの83歳の申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、農作業ができない旨の医師の診断が出ています。</p> <p>以前は、申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われます。</p> <p>続いて、10番の案件について説明します。</p> <p>対象地は上納池スポーツ公園から南に約290メートルの位置に所在する1筆になります。</p> <p>この生産緑地は名古屋市名東区にお住まいの82歳の申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、農作業ができない旨の医師の診断が出ています。以前は申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われます。</p> <p>続いて、11番の案件について説明します。</p> <p>対象地は赤池駅から北に約210メートル、赤池駅から北に250メートル、赤池駅から北に280メートルの位置に所在する4筆になります。</p> <p>この生産緑地は赤池町村東にお住まいの83歳の申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、農作業ができない旨の医師の診断が出ています。</p> <p>以前は申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われます。</p> <p>続いて、12番の案件について説明します。</p> <p>対象地は、赤池駅から北に約260メートル、赤池から北に約180メートル、赤池駅から北に230メートルの位置に所在する3筆、プライムツリー赤池から東に約450メートルの位置に所在する1筆、プライムツリー赤池から東に約700メートルの位置に所在する1筆、赤池小学校から南東に約400メートルの位置に所在する2筆の合計15筆になります。</p> <p>この生産緑地は赤池町村東にお住まいの65歳の申請者</p>
--	--	--

		<p>が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、農作業ができない旨の医師の診断が出ています。</p> <p>以前は申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われます。</p> <p>議案第2号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>8番から12番まで近接しているところでまとまって解除をするようだが、この後開発等の計画があるのか。</p> <p>詳しい内容はわかりませんが、開発の話があるというのは聞いています。</p> <p>生産緑地が市街化区域内であること、医師の診断が出ていて、農業ができないという本人からの申出がある以上、農業委員会としては開発の有無を問わず証明を出すこととなります。</p>
議長		<p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p>
委員		<p>議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長		<p>全員賛成ということで、議案第2号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第3号「日進市農用地利用集積計画について」を議題とします。</p>
事務局		<p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>農用地利用集積計画とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の所有者と意欲ある農業者との農地の貸借等を集団的に行うために、個々の権利移動をまとめた計画となります。申出があった農地について、市町村が計画を作成し、公告をすることで効果を生じさせることができます。なお、申出は6月、9月、12月、3月と年4回受付をしているものです。</p> <p>今回は12件の利用権設定があります。</p> <p>初めて農地の権利設定をされる新規就農の案件と新規に利用権設定をする農地について説明し、その他は人の紹介とします。</p> <p>整理番号1番の浅田町にお住まいの85歳の方ですが、今回申請地を平成24年から継続して貸借しており、3年ごと</p>

	<p>の4回目の継続になります。</p> <p>整理番号2番の岩崎台にお住まいの51歳の方で、アグリスクール修了生です。令和4年からの1年の利用権設定で3回目の更新です。</p> <p>整理番号3番の藤枝町にお住まいの方で、年齢は76歳になります。</p> <p>農地は現在約7,500㎡耕作しており、耕運機等の農機具も所有しております。場所は藤枝公民館から西へ約200メートルの県道名古屋豊田線北側の田で、面積は3筆合計で2,672㎡です。所有者が高齢となり、耕作困難なことから借り受けることになり、水稻を行う予定です。貸借期間は3年間で、賃料は3筆で15,000円を設定します。耕作者は70歳を超えていますが、聞き取りした結果健康状態は良好であり、問題ありません。</p> <p>整理番号4番の借受人は、名古屋市名東区に所在する社会福祉法人で、平成16年に法人設立しています。</p> <p>借受人は、社会福祉事業を行っており、入所者の活動の一環として農作業を行っています。以前申請地を借りていたNPO法人の手伝いをしていましたが、NPO法人の代表が高齢で農作業ができなくなり、申請地を引き継ぐ形で引き続き耕作を行うものです。</p> <p>法人が農地を借りて農業参入する場合、</p> <ol style="list-style-type: none">1 貸借契約に解除条件が付されていること2 地域における適切な役割分担の下に農業を行うこと3 業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に従事すること。 <p>以上3点が要件となっています。</p> <p>業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農作業に従事することについては、社会福祉法人の理事が日進アグリスクール家庭菜園コースを修了しています。</p> <p>従事日数は200日を予定しています。農業従事者の状況は本人と他2名、補助者の2名で、申請地では野菜の栽培を予定しています。農業用機械の所有状況について耕運機1台、草刈機2台を所有しています。</p> <p>貸借権で3筆10,000円で、貸借期間は1年の設定です。愛知ヤクルト工場の西に位置する農地で現況は畑、面積3筆</p>
--	---

		<p>合計で1,144㎡で野菜を栽培する計画です。</p> <p>整理番号5番の名東区にお住まいの62歳の方ですが、有機農業に取り組む農業者で、3年毎の利用権設定で2回目の更新になります。</p> <p>整理番号6番の藤枝町にお住まいの36歳の方ですが、トマト栽培を行う日進市の認定農業者になります。平成25年から申請地でハウス栽培を行っており、3回目の更新となります。</p> <p>整理番号7番の名古屋市昭和区を本社とする法人ですが、令和3年から野菜の栽培をしており、2回目の更新となります。</p> <p>整理番号8番の岩崎町にお住まいの79歳の方ですが、令和5年からの1年の利用権設定を更新するものです。</p> <p>整理番号9番の北新町にお住まいの45歳の方ですが、令和元年からの利用権設定の更新となります。</p> <p>整理番号10番の北新町にお住まいの50歳の方ですが、平成18年から継続して借地しており、7回目の更新となります。</p> <p>整理番号11番の米野木町にお住まいの51歳の方ですが、令和4年からの利用権設定を更新するものです。</p> <p>12番の米野木町にお住まいの71歳の方ですが、約1.7ヘクタール耕作しており、出荷もされている方です。令和3年からの利用権設定を更新するものです。</p> <p>いずれの方も耕作実績は良好であると思われますので、利用権設定に支障はないものと思われます。</p> <p>議案第3号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>9番について、草刈機5台とあるが、個人の所有にしては多くないか。</p> <p>申請者からの申告になるため、具体的に聞き取りまではしていません。ただ、草刈機にも様々な種類がありますのでこちらとしては提出されたものを記載しています。</p> <p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第3号「日進市農用地利用集積計画について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議長		
委員		
事務局		
議長		

	議長	(全員挙手) 全員賛成ということで、議案第2号については、原案のとおり可決とします。
	事務局	<p>続きまして、専決について、事務局より報告を願います。</p> <p>まず、専決についてですが、農業委員会における専決とは、あらかじめ認められた範囲の事項につき、農業委員会の権限を事務局が責任を持って事前承認することを言います。</p> <p>「日進市農業委員会事務局規程」においては、「届出の受理」や「諸証明の発行に関すること」、「定例又は軽易な事項の処理に関すること」等が定められています。</p> <p>(事務局より専決について一括で報告)</p> <p>専決1号 3条届出 2件</p> <p>専決第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、平成21年の農地法改正から、農地を相続等により権利を取得した場合に、権利を取得したことを知った日から概ね10か月以内に農業委員会に届出をする必要があるものです。届出をしなかった場合、もしくは虚偽の届出を行った場合は、10万円以下の過料に処せられることがあります。</p> <p>専決2号 5条届出 15件</p> <p>専決第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については、「市街化区域」にある農地を転用する目的で、所有権等の土地の権利を設定・移転するものについて届出をするものです。</p>
	議長 委員	<p>専決について、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>専決第1号59番の件について、1筆を3人で相続しているが、いずれも市外である。今後誰が管理していくのか。</p>
	事務局 委員	<p>現在は、誰が管理していくかは未定という報告がある。</p> <p>今後誰が管理していくかは確認しておいた方が良いでしょう。</p>
	事務局 議長	<p>確認します。</p> <p>他にご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。</p>
	事務局	<p>続きまして、その他について事務局より報告をお願いします。</p> <p>(事務局よりその他について一括で報告)</p> <p>・公共転用届について 1件</p>

		<p>本来、調整区域での転用には愛知県の許可が必要ですが、市や県が農地を農地以外として利用する際には許可不要に該当するため、許可申請の代わりに出す届出になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地を農業用施設に使用する届出書について 1件 本来農地を農地以外のものへ転用する場合には、農地法第4条又は第5条に基づく許可もしくは届出が必要となりますが、耕作の事業を行うものがその事業のため、農機具置場や倉庫等の農業用施設を設置するにあたり、施設に必要な敷地面積が200㎡未満の場合は農地転用の許可は不要とされています。 ・事業計画変更について 1件 事業計画変更とは、農地転用の許可を受けたが、その事業内容に変更があった場合や、転用事業者に代わって転用を希望する者（承継者）があるときに農業委員会経由で愛知県知事に提出します。こちらは令和4年3月の総会承認後、5月に県から許可が出ている駐車場への転用案件ですが、申請地への進入路となる交差点部分の改良工事に時間を要したことにより、当該地の転用に係る工事が当初の許可の期間から遅れることとなったため、工事期間を変更することへの変更承認願いです。 ・地域計画策定に係る座談会について (事務局より説明) その他について、何かご意見・ご質問等がございますか。 農業用施設の設置届で198㎡とあるが、許可不要であれば議案書に記載しなくても良いのではないかと。 <p>事務局 委員 事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可不要ですが、届出は必要です。 農業用施設について、どういったものを置くのか。 水稻や果樹を行う方のため、出荷及び選別に係る置き場所、計量や梱包、乾燥させるための置き場所を作るために設置する計画となっています。 ご意見・ご質問等がないようですので、その他については終わります。 事務局よりその他事務連絡などがありましたら、お願いします。 ・来月の農業委員会 1月29日（月） 午後3時 本庁舎4階第3会議室
--	--	---

	議長 (17:07)	それでは、これもちまして、令和5年第12回農業委員会を終了させていただきます。 長時間、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。
--	-------------------	---